

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

「第4章 災害援護資金（第8条～第16条）

目次中 第5章 災害見舞金（第17条・第17条の2） を
第6章 雑則（第18条・第19条） 」

「第4章 災害援護資金（第8条～第17条）

第5章 災害見舞金（第18条・第19条） に改める。

第6章 雑則（第20条・第21条） 」

第12条中「及び次条」を「，次条及び第17条」に改める。

第13条中「法第13条」を「法第14条」に改め，同条ただし書中「ただ
し，」の次に「災害援護資金の貸付けを受けた者が第17条の規定により報告を
求められて，正当な理由がなく報告をせず，若しくは虚偽の報告をした場合又は」
を加え，同条に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者が，次条の規定により報告を求め
られて，正当な理由がなく報告をせず，又は虚偽の報告をしたときは，この限
りでない。

第16条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第5章中第17条の2を第19条とし、第17条を第18条とする。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

(報告等)

第17条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。